

令和2年度旭川市指定障害福祉サービス事業者等実地指導方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、関連法令及び旭川市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱の規定に基づき、障害福祉サービス事業等を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、法令遵守の徹底とともに本年度の実地指導における指導の重点項目及び具体的検査事項等を次のとおり定め、指導を実施する。

2 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者が開設する事業所
- (2) 指定障害者支援施設

3 実地指導

(1) 指導の重点項目及び具体的検査事項

ア 事業運営の適正化と透明性の確保

- (ア) 人員配置基準に定める従業者の員数を満たしているか（労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当するか）。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 必要な設備、備品を備えているか。
- (エ) 管理者が、従業者管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- (オ) サービス管理責任者、児童発達支援管理者又はサービス提供責任者が、個別支援計画を作成するほか、従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。
- (カ) 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、財務諸表等（就労継続支援A型のみ）その他の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。
- (キ) 利用者から受け取る費用の範囲が適切であり、またその額が実費相当額の範囲内となっているか。
- (ク) 指定基準や就労支援事業会計処理基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で計算書類が作成されているか。
- (ケ) 利用者に対する賃金・工賃が適正に支払われているか（工賃規程があるか、自立支援給付費から賃金・工賃を支払っていないか等）。
- (コ) 利用定員を遵守しているか。

イ 利用者の尊厳保持及び利用者本位のサービス提供

- (ア) 利用者の個々の状況に則して、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われているか（アセスメント、計画原案作成、計画作成に係る会議、利用者等に説明・同意、計画交付、モニタリング、計画の見直し等が行われているか）。
- (イ) 個別支援計画に位置付けたサービス提供の記録が適切に記載されているか。
- (ウ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。

また、虐待の防止の取り組みとして、次に掲げる事項を実施しているか。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）

ウ 自立支援給付費の適正な請求

（ア）自立支援給付費算定に関する報酬告示や留意事項通知を理解した上で、加算・減算等の基準に従って自立支援給付費が請求されているか。

（イ）加算の算定根拠資料が十分に整っているか。

（ウ）日中活動サービスにおいて、サービス提供時間が適切に確保されているか。

（エ）事業所内でサービス提供が行われているか（事業所外でサービス提供が行われていないか、施設外支援や施設外就労等の要件を満たしているか）。

（オ）福祉・介護職員処遇改善加算について、届け出た計画書のとおり実施しているか（賃金改善やキャリアパス要件）。

エ 適切な防災体制やリスクマネジメント

（ア）「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照し、事業所の実態に合った非常災害に関する具体的計画を策定し、定めているとおりに実施しているか。

（イ）（ア）の計画に従業者に周知し、定期的な避難、救出その他の訓練を実施しているか。

（ウ）特に、避難困難な利用者のいる事業所（生活介護、共同生活援助、施設入所支援等）や常時従業者を配置していない共同生活援助事業所における非常災害時の対応について、実効性のある計画となっており、また、避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

（エ）「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考に、事故発生時及び緊急時の対応、衛生管理等に関するマニュアルを作成し、従業者に周知しているか。

（オ）苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ その他事件、事故、災害等により早急に改善しなければならない事項

（2）実施通知

実地指導を実施する場合は、原則1か月程度前までに文書により通知する。

ただし、あらかじめ通知したのでは、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知することがある。

（3）実施方法

あらかじめ電子メールで事前提出調書（訪問系サービスを除く。）を送付し、実地指導日の1週間程度前までに提出を求め、人員配置や運営状況等の実態を事前に確認する。

指導当日、当該事業所を実地確認するとともに、関係書類を閲覧し、事業所の担当者とともに検証・確認する。

また、過去の文書・口頭指導事項に対する改善状況を確認する。

（4）指導体制

2名以上の班を編制し、原則として班長は係長（主査）職以上とする。

（5）指導日数

原則1日（訪問系サービスで利用者数が極めて少数の場合は、半日の場合もある。）

（6）結果通知

原則として実地指導を行った日から60日以内に文書により通知するものとする。

（7）監査への変更

実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに障害者総合支援法第48条、第51条の27及び児童福祉法第21条の5の22、第24条の34の規定に基づく監査を行うことがある。

なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定障害福祉サービス事業者等に口頭で説明するものとする。

- ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- イ 自立支援給付費の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不当又は不正な請求と認められる場合
- ウ 指定基準違反を改善する意思がない旨明言している場合
- エ 自主返還の指導をされたにもかかわらず、返還の意思がない旨明言している場合
- オ 障害者等に対する権利侵害行為が疑われる場合
- カ 人員、設備及び運営基準等に関し、重大な違反があることが疑われる場合
- キ 不正の手段により指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた疑いがある場合
- ク 度重なる指導にも係わらず、指導事項が改善されていない場合
- ケ 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合

4 実地指導後の対応

(1) 文書指導

指導結果については、原則文書指導とするが、3の(1)「指導の重点項目」に該当しない、又は、改善報告を要しない軽微な事項と認められたものは、口頭指導とする場合がある。

なお、文書指導に該当した指定障害福祉サービス事業者等に対し、指導結果通知日から原則30日以内に改善状況報告書の提出を求める。

(2) 指導に伴う自主返還（過誤調整）指示

指導の結果、サービス等の内容及び自立支援給付費の請求に関し、不当な請求が認められた場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、当該指導事項に関し、原則、全利用者を対象とし、指導を行った月の前5年間について、自主点検の上、その結果を文書により報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うとともに、当該返還が完了した場合は、その旨の報告を求めるものとする。

なお、当該返還の指示を行った際に、該当する市町村に対して、必要な事項を通知する。

(3) 改善状況報告書

改善状況報告書の提出があった場合は、改善状況の確認を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求め、改善されたものと認められた場合受理するが、相当な期間を経た後も補正がされない場合は、文書指導事項が改善されていない場合でも受理し、未改善事項について再度文書指導を行うこととする。

ただし、改善する意思がない場合は、監査を実施する。

5 実地指導予定事業所

(1) 選定方法

- ア 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない事業所
- イ 前年度の実地指導の結果、文書指導が行われたもののうち、今年度も実地指導が必要と認められる事業所
- ウ 令和元年5月以降に指定した事業所
- エ 障害者支援施設のうち、前年度実地指導を行っていない事業所
- オ その他実地指導が必要と認められる事業所